

学

校再編準備委員会だより

(PTA 部会)

再編準備委員会第 6 回 P T A 部会を開催しました

開催日時：令和 8 年 1 月 29 日（木）19 時 30 分から 20 時 30 分

開催場所：宇野中学校 3 年 B 組教室

概要：新 P T A 会則の資料に沿って、各項目ごとの内容や表現について協議をしました。

【新 P T A 会則について】

(協議結果 1)

前回、協議した「役員」の項目を再度協議し、修正を行いました。

第〇章 役員

(略)

第〇条 役員は、以下の任務を行う。

- 1 学校との連絡を中心となって行う。
- 2 連合 P T A の事務を行う。
- 3 会計の事務を行う。
- 4 会計監査の事務を行う。

↓↓↓

第〇章 役員

(略)

第〇条 役員のうち、以下の任務を行う。

- 1 学校との連絡を中心となって行う。
- 2 会計を行う。
- 3 玉野市 P T A 連合会の業務を行う。

第〇章 会計監査委員 (章を追加)

第〇条 この会の経理を監査するために、2 名（保護者 1 名・教職員 1 名）の会計監査委員をおく。

第〇条 会計監査は、役員会が選出し、総会において承認を受ける。

第〇条 会計監査は、その他の役員、委員を兼任することはできない。

第〇条 会計監査は、会計を監査し、総会において監査報告をする。

第〇条 会計監査は、必要に応じ、随時会計監査を行うことができる。

第〇条 会計監査の任期は 1 年とし、再任は妨げない。

(協議結果 2)

引き続き、P T A 会則の項目「集会」について協議を行い、以下のとおりとすることをしました。

第〇章 集 会

第〇条 総会は定期総会、臨時総会とし、定期総会は毎年初めに1回、臨時総会は必要に応じて随時これを開く、もしくは書面開催とし、次の事項を行う。

- 1 規約の変更に関する事項
- 2 予算の審議と決算の承認に関する事項
- 3 事業の計画とその報告に関する事項
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

また総会は、会員の過半数の出席もしくは回答をもって成立する。(委任状を含む)

議決は、出席もしくは回答の過半数の賛成による。(委任状を含む)

第〇条 役員会は必要に応じて適時開催する。

第〇条 校長はすべての集会に出席して意見を述べることができる。

(継続協議)

今回は、「会計」の項目に関する、学校で必要とする予算を精査した後、会費の額等について協議することとしました。

学校再編に関する情報は、市のホームページで確認できます。

<https://www.city.tamano.lg.jp/site/kyouiku/50174.html>

市民センターでも閲覧できます。

